こくみん共済〈全労済〉
coop

＜保障設計サポートアドバイザー＞
FPユニオンLabo
https://fpunionlabo.com/

たすけあいから生まれた保障の生協です

「こくみん共済 coop」は営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、相互扶助の精神にもとづき、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしに貢献することを目的としています。この趣旨に賛同いただき、出資金を払い込んで居住地または勤務地の共済生協の組合員となることで各種共済制度をご利用いただけます。

こくみん共済 coop は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。当会は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています（※詳しくは各都道府県の当会にお問い合わせください）。

お申し込み・お問い合わせは

こくみん共済 coop HPアドレス
https://www.zenrosai.coop

90c24U007(25.4.0.DK)

2025年4月版

保障設計サポートガイド

組合員の皆さまに最適な保障を備えていただくため、公的保障の制度や、
保障についての考え方、見直し・点検のポイントを9つの分野ごとにまとめています。
ご自身やご家族に必要な備えを考える際にご活用ください。

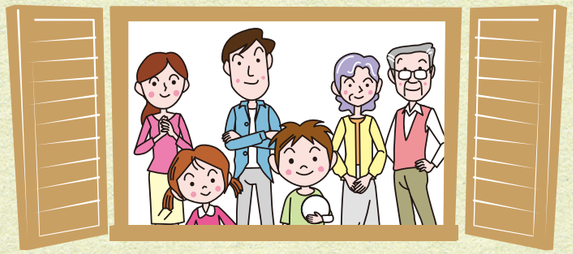

P1～ こくみん Lifeサポート
P3～ 保障設計サポート
01 P7～ 遺族保障
02 P13～ 医療保障（がん・先進医療）
03 P17～ 障がい・就業不能保障
04 P21～ 介護保障
05 P23～ 老後保障
06 P25～ 子どもの保障・教育費
07 P27～ 住まいの保障
08 P29～ くるまの補償
09 P31～ 自転車・賠償補償

公式キャラクター
ピットくん

たすけあいの輪をむすぶ

こくみん共済〈全労済〉
全国労働者共済生活協同組合連合会 coop

こくみん Lifeサポート

安心の保障と生活応援であなたのくらしを支える

組合員の皆さまの
生活を生涯にわたり
サポート

※各サービス内容は一例、イラストはイメージです。予告なく変更する可能性があります。

こくみん Lifeサポート

こくみん Lifeサポートって何?

こくみん Lifeサポートは、一人一人に寄り添った最適な安心の保障設計をサポートする「保障設計サポート」と、組合員特典価格などでご利用いただける、「人」「家」「車」の保障分野における、もしものときの事前の備え・事後のフォロー、ライフイベントから生活全般までの約18万種類のサービスを提供する「生活設計サポート」で構成する組合員の皆さまの生涯をトータルにサポートするサービスです。

※掲載画像はイメージです。

こくみん共済 coop 公式アプリ

共済契約に関する各種お手続きや、共済金の請求、こくみん Lifeサポートなど、公式アプリから簡単に、さまざまな機能をご利用いただけます!

各アプリストアで こくみん共済 coop と検索 !

公式アプリインストール方法

Androidの方はこちら　Google Play で手に入れよう

iPhoneの方はこちら　App Store からダウンロード

※App StoreはApple Inc.のサービスマークです。
※Google Play および Google Play ロゴはGoogle LLCの商標です。

保障設計サポート

1 保障設計サポートって何?

病気や事故は、誰しもが起きてほしくない、経験したくないと願うものです。しかし、いつ誰にどんな「万一」が起こるかは、誰にも分かりません。そんな「万一」のときの経済的リスクに備えるのが保障です。貯蓄と保障の役割を踏まえ、今の生活スタイルや将来のライフプランから、そのリスクを最小限にするために本当に必要な保障を考えることや、保障分野にとどまらず生活関連情報のご提供や相談活動を通じて幅広くサポートすることを「保障設計サポート」といいます。

リスクの種類と対処方法

リスクは、発生頻度と発生時の損害金額という2つの面から、「保障で備えるべきリスク」「そもそも避けるべきリスク」「貯蓄で対応できるリスク」「低減・予防できるリスク」の4つに分類することができます。

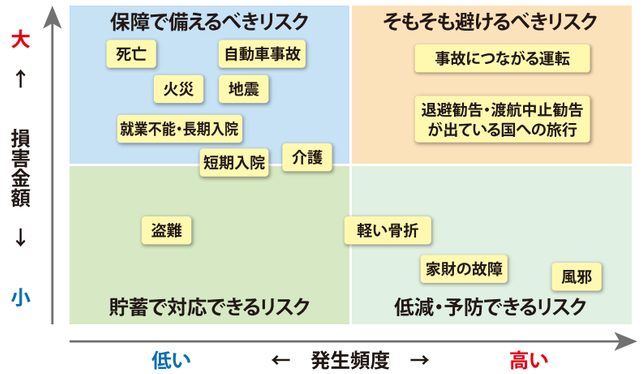

保障で備えるべきリスク分野

人のリスク

- 01 遺族保障
- 02 医療保障
- 03 障がい・就業不能保障
- 04 介護保障
- 05 老後保障
- 06 子どもの保障・教育費

住まい・くるま・賠償のリスク

- 07 住まいの保障
- 08 くるまの補償
- 09 自転車・賠償補償

共済は「たすけあい」です。

共済と保険は万一のリスクに備えて掛金(保険では保険料という)を支払い、そのリスクにあったときに共済金(保険金)を受け取るという機能は同じです。しかし、共済は営利を目的としない生活協同組合が実施している保障制度です。

共済は私たちの生活を取り巻くリスクに対して、組合員相互にたすけあうという活動を、保険のしくみを使って確立した保障制度です。一人一人の組合員が支払った掛金が集まり、万一のリスクによって経済的なダメージを受けた組合員をたすける共済金になります。

共済は、リスク(不安)にみんなで備える安心のたすけあいといえます。

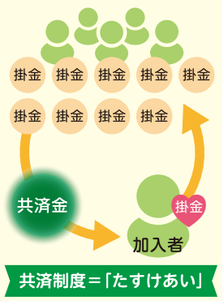

2 最適な保障って何?

多様化する現代社会、ライフスタイルや価値観は一人一人異なります。年齢、家族構成、職業だけでなく、住まいやくるま、育児や介護などに対する考え方により、最適な保障は人によって異なります。

保障を考えるうえでは、あなたや家族に万一のことがあった場合に受けられる公的保障や企業・団体内保障について、まずはしっかりと把握することが重要です。そのうえで私的保障(共済・貯蓄等)を考えることで、「ムリ・ムダ・ムラ」のない最適な保障が実現します。

こくみん共済 coop は、最適な保障について組合員の皆さまとともに考え、一人一人にあった「豊かで安心できる暮らし」の実現をめざします。

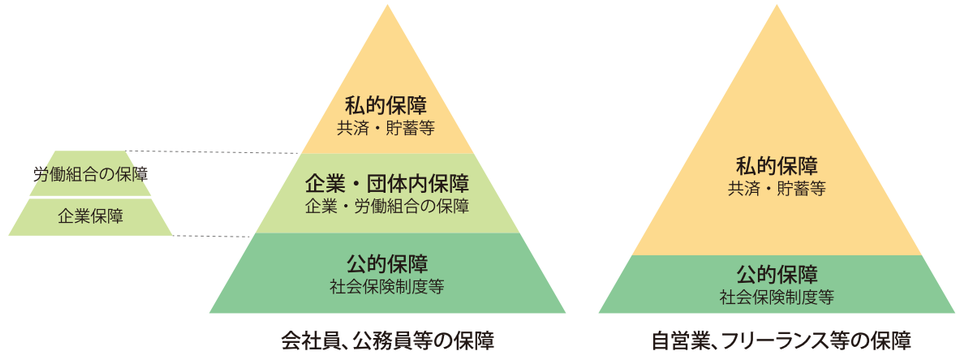

3 保障はいつ加入・見直しすればいいの?

保障への加入や点検・見直しは、日々の生活に追われ、後回しになりがちです。

万一の場合の経済的リスクは、ライフステージによって大きく変化するため、就職(起業)、結婚、子どもの誕生、住まいやくるまの購入、転居、子どもの独立、転職・退職、介護など、さまざまなライフイベントの発生時に、保障についてしっかりと考えましょう。

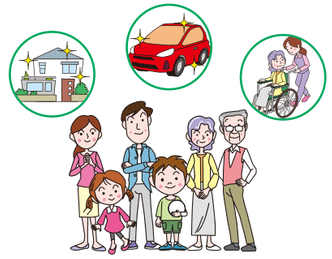

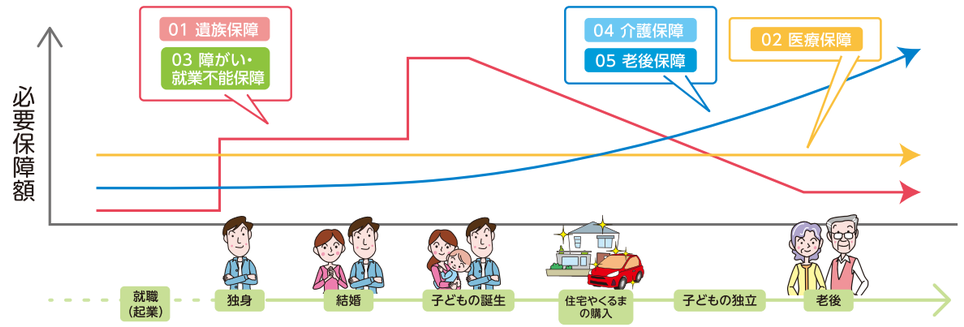

4 保障はどのように加入・見直しすればいいの?

保障の加入・見直しの際は、人に関わる保障分野、住まい・くるま・賠償に関わる保障分野に区分けし、それぞれ以下のステップに沿って考えましょう。

人に関わる保障分野

01 遺族保障　02 医療保障　03 障がい・就業不能保障　04 介護保障　05 老後保障
06 子どもの保障・教育費

ステップ 1　対象となる方の現在の年齢、職業や家族構成から、万一の場合に負う支出（経済的リスク）を理解しましょう。

ステップ 2　万一の場合に受けられる収入（公的保障や企業・団体内保障）を理解しましょう。

ステップ 3　現在の貯蓄額などにもとづき、万一の場合に不足する費用、つまり共済（保険）への加入により備えるべき額（必要保障額）を計算しましょう。

ステップ 4
- 現在保障に加入していない：必要保障額にもとづき、ムリ・ムダ・ムラのない保障への加入を検討しましょう。
- 現在保障に加入している：必要保障額と現在加入している保障を比較し、ムリ・ムダ・ムラがないか確認します。過不足がある場合は、家計負担を加味して保障を見直しましょう。

住まい・くるま・賠償に関わる保障分野

07 住まいの保障　08 くるまの補償　09 自転車・賠償補償

ステップ 1　万一の場合に負う支出（経済的リスク）を理解しましょう。

ステップ 2　共済（保険）への加入により備えるべき額（必要保障額）を計算しましょう。

ステップ 3
- 現在保障に加入していない：必要保障額にもとづき、ムリ・ムダ・ムラのない保障への加入を検討しましょう。
- 現在保障に加入している：必要保障額と現在加入している保障を比較し、ムリ・ムダ・ムラがないか確認します。過不足がある場合は、家計負担を加味して保障を見直しましょう。

index

01	遺族保障	万一のことがあった場合、遺された家族の経済的負担をカバーし、新しい生活を築く基礎となる保障です。	P7～
02	医療保障（がん・先進医療）	病気やけがで入院や手術をした場合にかかる費用、がんや先進医療など高額な出費を伴う治療に備える保障です。	P13～
03	障がい・就業不能保障	病気やけがにより、家族や他人の介助が必要となった場合、働けなくなってしまった場合の経済的リスクに備える保障です。	P17～
04	介護保障	寝たきりや認知症など、加齢や病気により誰かの介護が必要となった場合の経済的リスクに備える保障です。	P21～
05	老後保障	定年退職などにより、給与収入が無くなった後の生活をカバーするための保障です。	P23～
06	子どもの保障・教育費	子どもが病気やけがで入院した場合にかかる費用、将来発生する教育費などに備える保障です。	P25～
07	住まいの保障	火災や自然災害により、住宅や家財が被害を受けた場合の経済的リスクに備える保障です。	P27～
08	くるまの補償	加入義務のある「自賠責共済（保険）」に加え、運転をする際の万一の事故による経済的リスクに備える補償です。	P29～
09	自転車・賠償補償	自転車事故や思わぬ事故により第三者に対して法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に備える補償です。	P31～

01 大切なご家族のために… 遺族保障

1 遺族保障って何?

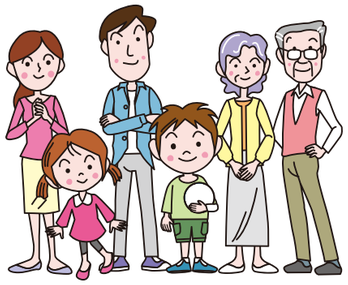

万一のことがあった場合、遺された家族の経済的負担をカバーし、新しい生活を築く基礎となる保障です。公的保障や企業・団体内保障だけでなく、家族構成、年齢、職業、遺された家族の勤労収入など、さまざまな面から最適な保障を考える必要があります。必要保障額は人によってさまざまであり、万一の経済的リスクが大きいため、ライフイベントに際して適切に見直すことが重要です。

2 必要保障額の考え方

備えておきたい私的保障については、万一のことがあった場合の支出(経済的リスク)から、公的保障や企業・団体内保障、貯蓄等を引いた差額を目安としましょう。

具体的には、万一のことがあった場合の支出を「①遺された家族の基本生活費」と「②基本生活費以外に発生するまとまった出費」に分け、それぞれの経済的リスクを以下のようにカバーします。

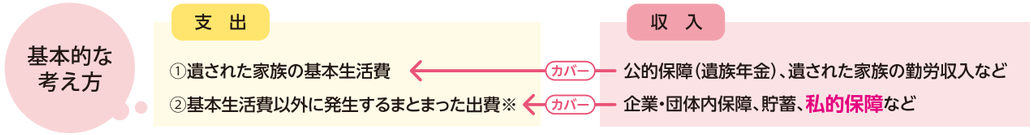

※葬祭費用、ローン返済費用、遺された家族が働けない期間の収入補てん、遺された家族の老後準備資金、子どもの教育費、基本生活費の不足額など

共済(保険)等による必要保障額 =
基本生活費以外に発生するまとまった出費 − 企業・団体内保障 − 貯蓄

こくみん共済 coop では、「②基本生活費以外に発生するまとまった出費」のうち、企業・団体内保障や貯蓄でカバーできない経済的リスクを共済(保険)等で備えるべき必要保障額としています。

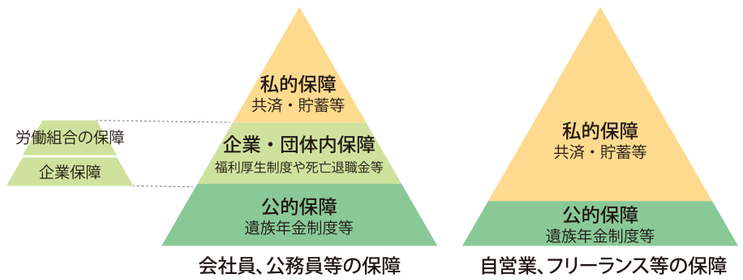

(1)万一の場合の支出

①遺された家族の基本生活費

遺された家族の衣・食・住をまかなうことを前提とした費用です。遺された家族の生活水準を維持するため、「現在の世帯年収の60%」を目安とします。なお、耐久消費財や家賃(借家の場合)も基本生活費に含みます。

現在の世帯年収	遺された家族の基本生活費の目安	
	年 額	月 額
~400万円	単身世帯 240万円 2人以上世帯 300万円	20万円 25万円
500万円	300万円	25万円
600万円	360万円	30万円
700万円	420万円	35万円
800万円	480万円	40万円
900万円	540万円	45万円

遺された家族が2人以上の世帯の場合、年額300万円、月額25万円を下限としています。

総務省「家計調査(2019年分)」をもとにこくみん共済 coop で作成

②基本生活費以外に発生するまとまった出費

基本生活費とは別に、一時的に発生する葬祭費用やローン返済費用、子どもの教育費などに備える費用です。

●葬祭費用

葬儀の種類によって費用(葬儀費用、法要など)は変わりますが、お墓代を除き200万円、お墓代を含めて500万円を目安とします。なお、年齢や職業にかかわらず、単身や退職後であっても発生することに留意しましょう。

●ローン返済費用

遺された家族にローンが継承される場合、そのローンを清算するための費用です。教育ローンや自動車ローンなど、現在の残高を目安とします。なお、多くの住宅ローンは団体信用生命保険等により残高が清算されるため、ローン返済費用には含みませんが、ペアローンの場合はすべての残高が清算されるわけではないことに留意しましょう。

●遺された家族が働けない期間の収入補てん

遺された家族の基本生活費は遺族年金や勤労収入によりカバーしますが、幼い子どもの育児や在宅介護、新たな感染症(新型コロナウイルス感染症)などの予期せぬ事態により充分な収入を得られなくなることも考えられます。そのようなリスクに備え、遺された家族が働けない期間の基本生活費をまとまった出費に計上します。

●子どもの教育費

教育費の目安については、「子どもの保障・教育費」(P25〜26)をご参照ください。

●基本生活費の不足額

特に自営業やフリーランス等の場合、遺族年金や勤労収入だけでは遺された家族の基本生活費をカバーできないことがあります。子どもが大学を卒業するまで、配偶者が定年退職を迎えるまでなどの一定期間、基本生活費に不足する額をまとまった出費に計上します。

※遺族年金や勤労収入の合計が基本生活費を上回る場合は、その金額をまとまった出費から差し引きます。

(2)万一の場合の収入

①公的保障

公的年金制度には遺族給付があり、一定の要件を満たした被保険者である生計の担い手が亡くなった際に、遺された家族の生活費として支給されます。遺族年金は遺族基礎年金と遺族厚生年金で構成され、支給額は加入している年金、子どもの有無や収入などにより変わりますが、遺された家族の重要な収入であり、万一の場合の収入のベースとして考えましょう。

■家族構成別の支給例

1. 夫35歳(会社員)、妻35歳(パート)、子3歳・1歳の家族で夫が亡くなった場合
2. 夫35歳(自営業)、妻35歳(自営業手伝い)、子3歳・1歳の家族で夫が亡くなった場合
3. 母35歳(会社員・厚生年金加入のシングルマザー)、子3歳の家族で母が亡くなった場合
4. 婚姻歴なしの単身者35歳(会社員・厚生年金加入)で本人が亡くなった場合

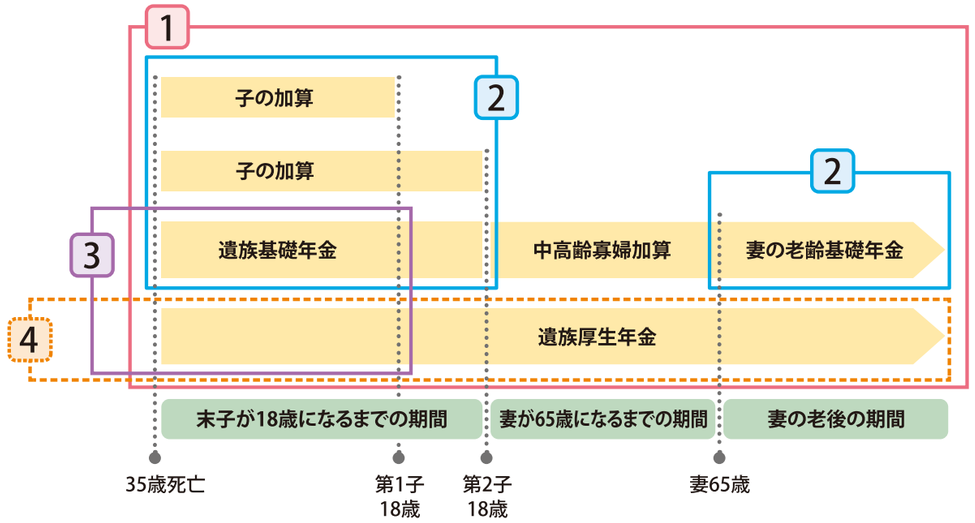

●遺族基礎年金(会社員・自営業者など)
国民年金に加入している方、老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある方が亡くなった場合、生計維持(遺族年金を受け取る方の前年の収入が850万円未満)などの一定の要件を満たせば「子のいる配偶者」「子」に対して支給されます。「子」とは原則、18歳になった年度の3月31日を経過していない子をいい、人数によって加算があります。

●遺族厚生年金(会社員など)
厚生年金に加入している方や、老齢厚生年金の受給権がある方が亡くなった場合、一定の要件を満たせば遺族に対して支給されます。厚生年金に加入している単身者の方が亡くなった場合、受給要件を満たせば親に支給されます。国民年金のみに加入している方には支給されません。

●中高齢寡婦加算
夫死亡時に「子のない40歳以上65歳未満の妻」、「子が18歳となり遺族基礎年金が支給されなくなった時点で40歳以上65歳未満の妻」に対し、一定の要件を満たせば遺族厚生年金に加算されて支給されます。夫、40歳未満の妻、国民年金のみに加入している方には支給されません。

遺族年金の支給額は、亡くなった方の職業や遺された家族の年齢や収入、公的年金制度の加入歴などにより異なります。

②遺された家族の勤労収入

生計の担い手が亡くなった際に、公的保障とあわせて遺された家族の基本生活費をカバーする収入として考えます。ただし、働くことのできる日数や場所だけでなく、社会情勢や経済環境が収入に大きく影響します。現実的な収入を想定し、生活費が不足する可能性があれば、まとまった出費としてしっかりと備えましょう。

③企業・団体内保障、貯蓄

必要保障額の算出にあたっては、預金・貯金や財形貯蓄、有価証券など現在ある貯蓄額を万一の際の収入として考えます。また、会社員等は企業や労働組合の福利厚生制度、死亡退職金などの企業・団体内保障を受けられる場合があるため、詳しくは勤務先に問い合わせたり、就業規則などを確認しましょう。

3 職業・家族構成別の試算例

※試算例の家族とは、同一生計内の家族をいいます。
※1万円未満の端数は切り下げています。

万一のときの必要保障額は、家族構成やライフスタイルによって異なります。家族モデルごとの必要保障額を事例でご紹介します。

(1)夫婦・子ども2人の4人家族のうち、夫の必要保障額

家族構成	夫 35歳(会社員)　妻 35歳(会社員) 子ども 姉6歳・弟3歳	年　収	夫 400万円 妻 300万円

万一の場合の支出

①遺された家族の基本生活費 ： 世帯年収700万円×60%=年額420万円(月額35万円)
②基本生活費以外に発生するまとまった出費：合計3,799万円(一時的費用)

●葬祭費用(お墓代を含む)：500万円
●ローン返済など：住宅ローンのみのため0円(団体信用生命保険加入)
●妻の老後準備資金：740万円(年1%運用で65歳時点で1,000万円にするための資金の目安)
●子どもの教育費：姉1,255万円　弟1,304万円
※幼稚園～高校を公立、大学を私立文系・自宅からの通学+高校、大学の入学にかかる一時的費用の平均

万一の場合の収入

①遺された家族の基本生活費をカバーする収入 ： 年額469万円(月額39万円)
●公的年金：169万円(年額)　遺族基礎年金(128万円)・遺族厚生年金(41万円)受給
●妻の勤労収入：300万円(年額)

②基本生活費以外に発生するまとまった出費をカバーする収入：合計1,400万円
●企業内保障(死亡退職金を含む)：700万円
●労働組合の弔慰金・一律加入制度：500万円
●貯蓄：200万円

私的保障の必要保障額　3,799万円 － 1,400万円 ＝ 2,399万円

遺された家族の基本生活費は公的年金と妻の勤労収入でカバーできます。そのうえで、基本生活費以外に発生するまとまった出費を2,399万円の私的保障で準備します。

(2)単身者の必要保障額

家族構成	35歳(会社員)	年　収	400万円

万一の場合の支出

①まとまった出費：合計700万円
●葬祭費用(お墓代を含む)：500万円
●ローン返済など：200万円(カーローン)

万一の場合の収入

①まとまった出費をカバーする収入：合計400万円
●企業内保障(死亡退職金を含む)：200万円
●労働組合の弔慰金・一律加入制度：100万円
●貯蓄：100万円

私的保障の必要保障額
700万円 － 400万円 ＝ 300万円

同一生計内に家族がいないため、万一の際のまとまった出費のみを計算します。別生計の親などへの負担を考え、まとまった出費を300万円の私的保障で準備します。

(3)夫婦のみの2人家族のうち、夫の必要保障額

家族構成	夫 35歳(会社員) 妻 35歳(会社員)	年　収	夫 400万円 妻 300万円

万一の場合の支出

①妻の基本生活費：世帯年収700万円×60% ＝ 年額420万円(月額35万円)
②基本生活費以外に発生するまとまった出費：合計1,240万円(一時的費用)

●葬祭費用(お墓代を含む)：500万円
●妻の老後準備資金：740万円(年1%運用で65歳時点で1,000万円にするための資金の目安)

万一の場合の収入

①妻の基本生活費をカバーする収入：年額341万円(月額28万円)
●公的年金：41万円(年額)　遺族厚生年金(41万円)
●妻の勤労収入：300万円(年額)

②基本生活費以外に発生するまとまった出費をカバーする収入：合計800万円
●企業内保障(死亡退職金を含む)：300万円
●労働組合の弔慰金・一律加入制度：100万円
●貯蓄：400万円

私的保障の必要保障額　1,240万円 − 800万円 ＝ 440万円

妻の基本生活費は公的年金と妻の勤労収入でカバーするものとし、そのうえで基本生活費以外に発生するまとまった出費を440万円の私的保障で準備します。

(4)母・子どもの2人家族のうち、母の必要保障額

家族構成	母 35歳(会社員) 子ども 3歳	年　収	300万円

万一の場合の支出

①子どもの基本生活費：世帯年収300万円×60%=年額180万円(月額15万円)※
②基本生活費以外に発生するまとまった出費：合計1,623万円(一時的費用)

●葬祭費用(お墓代を含む)：500万円
●子どもの教育費：1,123万円
※幼稚園～大学まで国公立・自宅からの通学+高校、大学の入学にかかる一時金平均

万一の場合の収入

①子どもの基本生活費をカバーする収入：年額111万円(月額9万円)
●公的年金：111万円(年額)　遺族基礎年金(81万円)・遺族厚生年金(30万円)受給

②基本生活費以外に発生するまとまった出費をカバーする収入：合計700万円
●企業内保障(死亡退職金を含む)：400万円
●労働組合の弔慰金・一律加入制度：100万円
●貯蓄：200万円

私的保障の必要保障額　1,623万円 − 700万円 ＝ 923万円

子どもの基本生活費は公的年金でカバーするものとし、そのうえで基本生活費以外に発生するまとまった出費を923万円の私的保障で準備します。

※遺された家族が子どものみの場合、その後の生活は想定しづらいため、子どもの基本生活費(世帯年収×60%)はあくまで仮とし、親族の住宅への転居などそれぞれの考え方にあわせて設定します。

(5)夫婦・子ども1人(夫は自営業者)の3人家族のうち、夫の必要保障額

家族構成	夫 40歳(自営業)　妻 35歳(自営業手伝い) 子ども 3歳	年　収	500万円

万一の場合の支出

①遺された家族の基本生活費：世帯年収500万円×60%=年額300万円(月額25万円)
②基本生活費以外に発生するまとまった出費：合計3,803万円(一時的費用)

●葬祭費用(お墓代を含む)：500万円
●ローン返済など：住宅ローンのみのため0円(団体信用生命保険加入)
●妻の老後準備資金：740万円(年1%運用で65歳時点で1,000万円にするための資金の目安)
●子どもの教育費：1,123万円※幼稚園～大学まで国公立・自宅からの通学+高校、大学の入学にかかる一時金平均
●基本生活費の不足額(30年分)：1,440万円

万一の場合の収入

①遺された家族の基本生活費をカバーする収入：年額255万円(月額21万円)
●公的年金：105万円(年額)　遺族基礎年金(105万円)受給
●妻の勤労収入：150万円(年額)

②基本生活費以外に発生するまとまった出費をカバーする収入：合計1,000万円
●貯蓄：1,000万円

私的保障の必要保障額　3,803万円 − 1,000万円 ＝ 2,803万円

夫の死亡後に妻が働くことを想定しますが、公的年金をあわせても遺された家族の基本生活費には足りないため、その費用をまとまった出費に計上します。以上から、基本生活費以外に発生するまとまった出費を2,803万円の私的保障で準備します。

(6)夫婦のみ(夫は会社員退職者)の2人家族のうち、夫の必要保障額

家族構成	夫 65歳(会社員退職者・在職中の平均年収400万円) 妻 65歳(勤務経験なしの専業主婦)	生活費(年額)	320万円

万一の場合の支出

①妻の基本生活費：基本生活費320万円×60%=年額192万円(月額16万円)
②基本生活費以外に発生するまとまった出費：合計1,440万円(一時的費用)

●葬祭費用(お墓代を含む)：500万円
●基本生活費の不足額(20年分)：940万円

万一の場合の収入

①妻の基本生活費をカバーする収入：年額147万円(月額12万円)
●公的年金：147万円(年額)　妻の老齢基礎年金(81.6万円)・夫の遺族厚生年金(66万円)受給

②基本生活費以外に発生するまとまった出費をカバーする収入：合計1,000万円
●貯蓄：1,000万円

私的保障の必要保障額　1,440万円 − 1,000万円 ＝ 440万円

夫の死亡後は妻が遺族厚生年金を受給できますが、公的年金だけでは妻の基本生活費には足りないため、その費用をまとまった出費に計上します。以上から、基本生活費以外に発生するまとまった出費を440万円の私的保障で準備します。

02 病気やけがに備えて… 医療保障（がん・先進医療）

1 医療保障って何?

病気やけがで入院や手術をした場合にかかる費用に備えます。まずは公的保障（健康保険・国民健康保険）や企業・団体内保障でまかなえる分をしっかりと把握し、そのうえで不足する分を私的保障でカバーします。また、がんや先進医療など一度に高額な出費となりがちな場合への備えについても考えます。

2 必要保障額の考え方

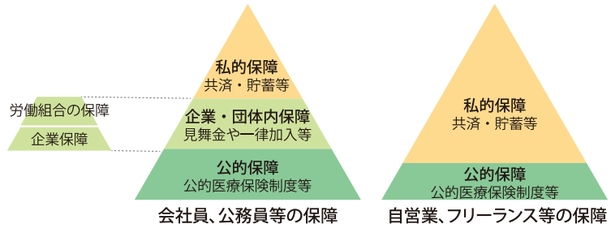

共済（保険）等による必要保障額 ＝ 入院や治療にかかる費用 － 企業・団体内保障 － 貯蓄（支出できる範囲）

ポイント 1 本人または家族が入院・手術した場合にかかる費用を１日あたりに算出した金額を必要保障額とします。なお、公的保障（健康保険・国民健康保険）の高額療養費制度による自己負担額を前提に設定します。

ポイント 2 「入院や治療にかかる費用」とは、医療費の自己負担分とその他の自己負担分（入院時の食事代・諸雑費および差額ベッド代）の合計金額とします。

ポイント 3 がん治療および先進医療技術は、高額な負担となる場合があるため、「入院や治療にかかる費用」への備えとは別に、医療保障商品（保険・共済）で備えます。

ポイント 4 入院や自宅療養中の収入減少に対しては、「就業不能保障」（P19～20）で備えます。

（1）万一の場合の支出（入院や治療にかかる費用）

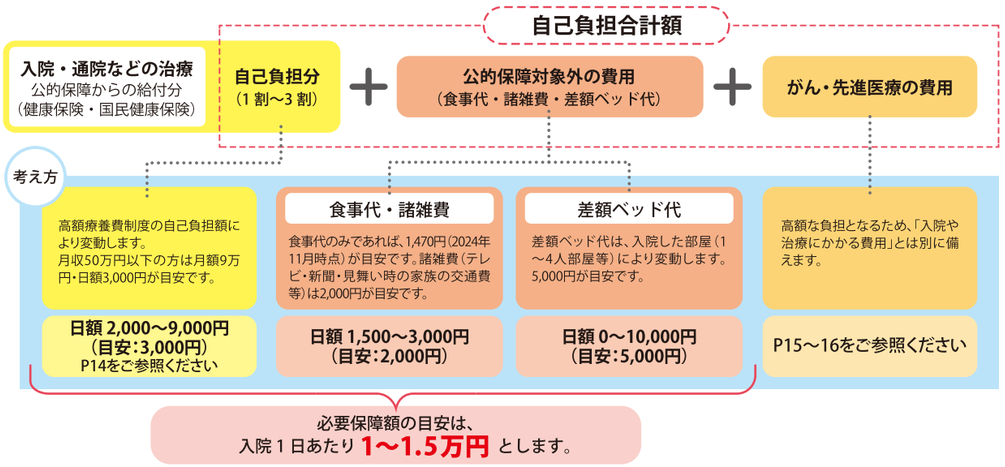

＜平均的な１日あたりの差額ベッド代＞	
1人部屋	8,437円
2人部屋	3,137円
3人部屋	2,808円
4人部屋	2,724円
平　均	6,714円

■差額ベッド代の要件
- 特別の療養環境に係る一の病室の病床数は４床以下であること。
- 病室の面積は１人当たり６．４平方メートル以上であること。
- 病床ごとのプライバシーの確保を図るための設備を備えていること。
- 特別の療養環境として適切な設備を有すること。

厚生労働省「第591回中央社会保険医療協議会・主な選定療養に係る報告状況」より

（2）公的医療保険制度

①公的医療保険制度とは

医療保険制度は、相互扶助の精神にもとづき、すべての国民が平等に医療サービスを受けられるように制定されました。国民は医療保険制度に強制加入し（皆保険制度）、保険料を納付する義務があります。それにより、医療機関の窓口で保険証を提示することで一定割合の自己負担で医療を受けることができます。

	制度名	窓　口
被用者	健康保険組合	各健康保険組合
	協会けんぽ（全国健康保険協会）	全国健康保険協会の各都道府県支部
	共済組合	各共済組合
	船員保険	全国健康保険協会船員保険部
自営業者	国民健康保険	各市区町村の窓口
	国民健康保険組合	各国民健康保険組合または各都道府県の窓口
75歳以上	後期高齢者医療制度	各都道府県後期高齢者医療広域連合または各市区町村の窓口

②健康保険の給付（被用者保険） 主な給付は以下のとおりです（すべて非課税）。

主な給付

療養の給付

医療機関窓口での自己負担割合	
義務教育就学前	2割
義務教育就学後～70歳未満	3割
70歳以上75歳未満	2割 現役並み所得者は3割
75歳以上	1割 一定所得のある方は2割 現役並み所得者は3割

入院時食事代 1食につき460円の自己負担（低所得者への減額措置あり）

高額療養費

医療機関や薬局の窓口で支払う医療費が1ヵ月（歴月：１日から末日まで）で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度です。なお、入院の場合は事前手続き（「限度額適用認定書」の交付申請）を行うことで、病院での支払いを自己負担限度額までとすることができます。ただし、健康保険の対象とならない差額ベッド代や入院時食事代の自己負担分などは対象になりません。

医療費が月額100万円かかった場合の自己負担限度額〈例〉

〔年収約370～約770万円の方〕
80,100円 ＋（1,000,000円 － 267,000円）× 1%
＝ 87,430円（約9万円）

9万円÷30日 ＝ 目安：入院日額3,000円

■70歳未満の高額療養費（自己負担限度額）

※70歳以上の高額療養費（自己負担限度額）はP16をご参照ください。

被保険者の所得区分	自己負担限度額（月額）	多数回該当の場合*2
年収約1,160万円以上の所得者 健保：標準報酬月額83万円以上 国保：年間所得*1 901万円超	252,600円 ＋ （医療費－842,000円）×1%	140,100円
年収約770～約1,160万円の所得者 健保：標準報酬月額53～79万円未満 国保：年間所得600～901万円	167,400円 ＋ （医療費－558,000円）×1%	93,000円
年収約370～約770万円の所得者 健保：標準報酬月額28～50万円 国保：年間所得210～600万円	80,100円 ＋ （医療費－267,000円）×1%	44,400円
年収約370万円以下の所得者 健保：標準報酬月額26万円以下 国保：年間所得210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税者	35,400円	24,600円

*1：総所得金額等から基礎控除額33万円を差し引いた額
*2：同一世帯で直近1年間に3回以上高額療養費の支給を受けている場合の4回目以降の自己負担限度額
厚生労働省 HP をもとにこくみん共済 coop で作成

傷病手当金 （療養を目的とした休養）

出産育児一時金 出産手当金 （出産したとき）

埋葬料 （死亡したとき）

注）国民健康保険の給付も基本的には健康保険と同じですが、原則傷病手当金と出産手当金の給付はありません。

3 がん保障の考え方

がん治療では、健康保険が適用されない自由診療（国内未承認の抗がん剤治療、温熱療法、免疫療法等）や先進医療の技術料など、「どんな治療を受けるのか」によって費用は大きく変わります。また、医学の進歩により、入院せずに通院だけで治療するケースも増えています。したがって、がん保障は通常の「入院や治療にかかる費用」とは別に備えます。

（1）がん治療にかかる費用の目安（例）

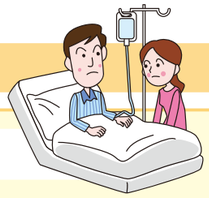

費用合計 約50～200万円（目安100万円）

健康保険（高額療養費含む）が適用された後の自己負担額

- ●入院治療費（1ヵ月あたり）**約9万円** ※1
- ●通院治療費 **約26～52万円** ※2

＋

公的保障対象外の費用の自己負担額

- ●入院時差額ベッド代（20日分）　：**10万円**
- ●入院時食事代・諸雑費（20日分）：**約4～6万円**
- ●医療用ウィッグ　：**約4～30万円**
- ●通院交通費　：**約10万円** ※3

※1　標準報酬月額28～50万円の健康保険組合加入者に851,742円（悪性新生物の平均治療費）のがん治療費が発生したと仮定し、以下の計算式にもとづき算出しています。
80,100円＋（851,742円−267,000円）×1%=85,947円≒9万円
※2　健康保険が適用された後（3割自己負担）の1日あたりの入院外治療費の平均額約1～2万円が2週間に1回の通院（年間26回）で発生したと仮定しています。
※3　年間26回の通院で、1回あたり往復約4,000円のタクシー代が発生したと仮定しています。
入院治療費、通院治療費、入院日数は、厚生労働省「医療給付実態調査報告書令和4年度」、厚生労働省「令和2年患者調査」をもとにFPユニオンLaboが算出。
食事代・諸雑費、医療用ウィッグ、通院交通費はFPユニオンLaboの独自調査により算出。

（2）「入院や治療にかかる費用」とは別に備える有効な保障

①診断給付金（一時金）

自宅療養を始めるための初期費用や通院での抗がん剤・放射線治療への活用など、使途は自由であるため、年代・性別・職業・ライフスタイルを問わず、がんへの保障として有効です。

また、診断給付金は50～200万円が一般的ですが、上記の治療費などから考えると、**おおよそ100万円程度**の一時金を備えておきましょう。

②通院に対して給付される保障

通院による抗がん剤治療の増加に伴い、通院のみでも給付される保障が有効です。

③先進医療による治療に対して給付される保障

先進医療の技術にかかる費用は健康保険が適用されず、すべて自己負担となります。先進医療として代表的ながん治療に重粒子線治療がありますが、患者の自己負担額は施術回数の合計で約310万円（平均）と高額であることから、先進医療に対する保障を備えておくことも有効です。

※「4.先進医療保障の考え方」（P16）参照

コラム　健康保険が適用されない治療（自由診療）とは？

自由診療とは、厚生労働省が承認していない薬や治療法を用いた診療のことをいいます。がん治療においては、国内未承認の抗がん剤治療や免疫療法などがあります。また、「治療を1回受ければ終わり」というものではなく、症状にあわせて継続することが前提のため、合計では高額となる場合もあります。健康保険は適用されず、すべて自己負担となることに留意しましょう。

4 先進医療保障の考え方

先進医療とは、健康保険で「高度な医療技術を用いた療養」として国が指定した医療技術・医療機関で行われる療養をいいます。先進医療による治療を受けた場合、診療・検査・投薬・入院料などの基礎部分は健康保険の適用になりますが、先進医療の技術料は全額自己負担となるため、「入院や治療にかかる費用」とは別に備えます。

【先進医療の費用負担】

一般の保険診療と同じです

1.先進医療部分	2.通常の治療と共通する部分 自己負担（3割）	3.通常の治療と共通する部分 保険負担（7割）

自己負担となります

「1.先進医療部分」の費用例（右表）

技術名	1件あたりの先進医療費用※（円）	年間実施件数
重粒子線治療	3,135,656	462
陽子線治療	2,659,010	824
腹腔鏡下スリーブ状胃切除術および十二指腸空腸バイパス術	723,344	17

※1件あたりの先進医療費用＝各技術の先進医療費用総額÷年間実施件数
第127回先進医療会議「令和5年度実績報告」、厚生労働省「第572回中央社会保険医療協議会・令和5年6月30日時点で実施されていた先進医療の実績報告について」より

将来的に新たな治療法が確立される可能性もあるため、先進医療保障は1,000万円程度を目安としましょう。

※先進医療については、厚生労働省HPで先進医療技術やその適応症、実施している病院等の最新内容を確認することができます。

5 退職後の医療保障

退職後の健康保険は、①健康保険の任意継続加入（最大2年間。会社負担がなくなるため保険料は全額自己負担）、②国民健康保険の加入、③家族の健康保険の被扶養者となる、などの選択肢があります。なお、75歳からは個人単位で「後期高齢者医療制度」に切り替わります。

70歳以上（一般所得者）の医療機関の窓口負担は2割ですが、企業・団体内保障がないことに留意しましょう。

<70歳以上の必要保障額>

70歳以上（一般所得者）の高額療養費制度を利用した場合の自己負担限度額は月額約6万円、1日あたりの医療費は約2,000円となるため、70歳以上の方の入院や治療にかかる必要保障額は1日あたり約9,000円と在職中より少なくなります。ただし、在職中と異なり、企業・団体内保障がないため、加入している共済（保険）の保障額を大幅に減らすことはおすすめしません。

■70歳以上の高額療養費（自己負担限度額）一部抜粋

被保険者の所得区分	自己負担限度額（月額） 通院（個人ごと）	入院および通院（世帯ごと）	多数回該当の場合 *1
年収約156～約370万円の所得者（一般） 健保：標準報酬月額26万円以下 国保、後期：課税所得145万円未満	18,000円（年間上限14.4万円）	57,600円	44,400円

*1：同一世帯で直近1年間に3回以上高額療養費の支給を受けている場合の4回目以降の自己負担限度額

厚生労働省 HP をもとにこくみん共済 coop で作成

コラム　定年退職後の医療保障

定年退職後は、医療費負担が気になる年代です。医療費負担への対策として、次のような方法もあります。

①若いうちから終身で保障される医療保障商品へ加入する（掛金・保険料が上昇しない商品がおすすめ）。
②一定期間（例えば80歳まで）保障される医療保障商品の場合は満期金をつけ、その後の医療費負担は満期金でまかなう。あるいは、現役時から老後の医療保障を目的に貯蓄する。
③持病・既往症などのある方は、「引受緩和型」の医療保障へ加入する。
※一般的には、高齢になると既往症が増え、掛金・保険料も高くなることから、在職中の若いうちから加入することをおすすめします。

03 本人とご家族のこれからを支える… 障がい・就業不能保障

1 障がい保障って何?

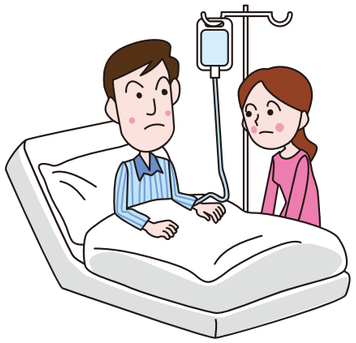

現役世代が、病気やけがで家族や他人の介助を必要とする状態になってしまった場合の経済的リスクに備える保障です。必要保障額の設定においては、リスクダメージが大きい重度障がい状態(長期的なリスク)を中心に想定します。

(1)必要保障額の考え方

重度障がい状態になった場合(長期的なリスク)の必要保障額

共済(保険)等による必要保障額 ＝ 遺族保障と同額

●収支バランスのイメージ

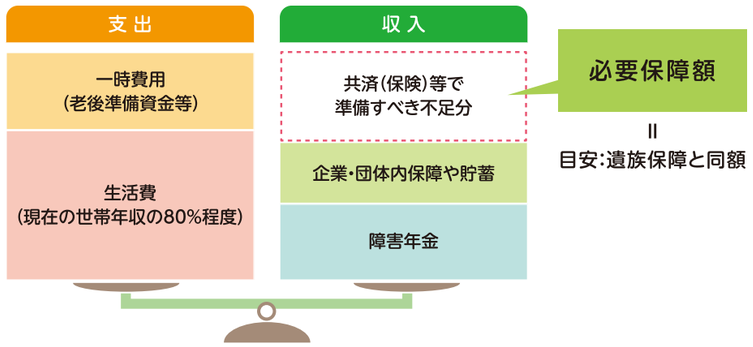

ポイント1 重度障がい状態になった場合、今後の生活費に加え、高齢になったときの老後準備資金を用意しておく必要があるため、一時費用として備えます。

ポイント2 障害年金受給者には、税金や社会保険料が軽減されること、その他各種公的な優遇措置や手当金等が適用されることから、現在の世帯年収の80%程度を生活費の目安とします。

ポイント3 「一時費用」「生活費」の合計を「公的保障(障害年金)」や「企業・団体内保障」「貯蓄」でまかない、不足する分を私的保障(共済等)で備えます。

ポイント4 障害年金は本人が65歳以降となっても引き続き支給されます。したがって、障がい保障で想定する期間は配偶者の老齢年金の受給が始まるまでとし、以後は夫婦の年金合計額をもって老後保障として考えます。

(2)障害年金はどれくらいもらえるの?

国民年金・厚生年金の加入期間中に、初診日のある病気やけがで一定の障がい状態になった場合に本人に対して障害年金が支給されます。支給期間および支給額(概算)は下記のとおりです。

■夫婦・子ども2人の場合　　令和5年4月以降

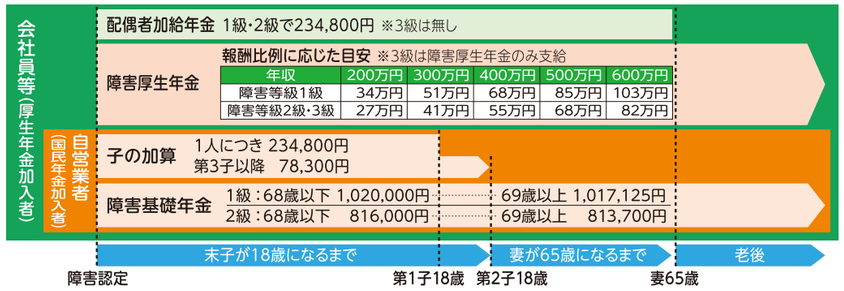

注意点 障害年金の受給にあたっては「初診日」が重要です!

●障害年金には、障害基礎年金、障害厚生年金の2種類があり、「いずれの障害年金をもらえるのか」は初診日時点でどの年金制度に加入していたかによって決まります。例えば、初診日の時点では一般企業で就業しており「厚生年金」に加入していた場合、その障害により請求するのは、障害厚生年金となります。同様に、初診日時点は個人事業主であり「国民年金」に加入していた場合、その障害により請求するのは障害基礎年金となります。初診日が不明の場合、どの年金制度から支給すべきか判別ができないため、障害年金は原則受給できません。

●また、年金保険料の納付要件は初診日を基準に計算します。障害年金を受給するためには、「年金保険料を納めなければいけない月数のうち3分の2以上を納付していること」もしくは「初診日があった月の前々月から前1年間、年金保険料を納付していること」が条件となることから、年金保険料を納付しているかを確認するために初診日は必要です。

(3)備えるべき保障

重度障がいの保障が付帯された死亡保障商品(保険・共済)への加入を検討します。重度障がいと認定された場合は、死亡給付金と同額(100%)の給付となりますが、多くの場合、給付金が支払われると契約は終了します。また、各社により認定基準が異なりますので、加入時には注意が必要です。

(4)意外と多い重度障がいの給付

重度障がいの給付は決して稀なケースではありません。例えばこくみん共済 coop のこくみん共済(個人定期生命共済)にはすべてのタイプに重度障害共済金が付帯されており、重度障がい状態と認定※されると死亡共済金と同額が給付されます。年代別では60代以上が約67%となっていますが、40代までの若年層も10.7%と少なくありません。

※こくみん共済 coop では労働者災害補償保険法の1級～3級の一部を重度障がいとして認定します。

■2022年度 個人定期生命共済 給付実績(一部)

	死亡共済金および重度障害共済金	うち重度障害共済金
支払金額	約233.5億円	約20.1億円
支払件数	21,112件	948件

■2022年度 個人定期生命共済 重度障害共済金の年代別給付実績

	～40代	50代	60代	70代以上
件数	101件	212件	316件	319件
割合	10.7%	22.4%	33.3%	33.6%

2 就業不能保障って何?

現役世代が、病気やけがで働けなくなった場合の収入減少リスク(短期的なリスク)に備える保障です。

(1)必要保障額の考え方

一時的に働けなくなった場合(短期的なリスク)の必要保障額

共済(保険)等による必要保障額 ＝
- 会社員等 傷病手当金で不足する標準報酬日額の1/3
- 自営業等 収入減少分全額 ※個々人の状況によって設定する

ポイント1 会社員等が加入する健康保険では、療養中の所得保障を目的とした傷病手当金制度があるため、所得減少への補てんについては、「掛金負担に余裕があれば備えたい保障」とします。

ポイント2 傷病手当金の額は、被扶養者の有無を問わず、労務不能1日につき、標準報酬日額(支給開始日前1年間の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額)の3分の2相当額です。

ポイント3 したがって、収入減少への補てんを備える場合の金額は、傷病手当金で不足する〔標準報酬日額(1日あたりの給与)の3分の1〕と設定します。

ポイント4 一方、自営業等が加入する国民健康保険には原則傷病手当金制度がないため、収入減少分全額を必要保障額とします。ただし、家族や従業員の代替労働により収入減少を補える場合もあるため、個々人の状況により設定します。

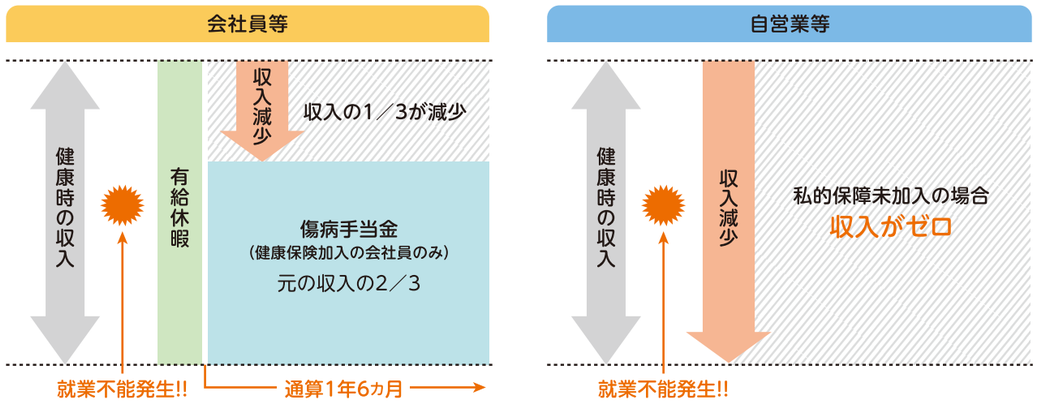

(2)傷病手当金の支給要件(会社員等)

以下の4つの要件をすべて満たしたとき

- 業務外の事由による病気やけがの療養のための休業であること
- 仕事に就くことができないこと
- 連続する3日間を含み4日以上仕事に就けなかったこと
- 休業した期間について給与の支払いがないこと

①支給される金額

標準報酬日額(支給開始日前1年間の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額)の3分の2相当額です。

標準報酬月額
360,000円

標準報酬日額
360,000円÷30日=12,000円

傷病手当金(1日あたり)
12,000円×2/3=8,000円

標準報酬月額は、ねんきん定期便(表面)やねんきんネットでも確認できます。

※ねんきん定期便は誕生月に届きます(1日生まれの方は誕生月の前月)。

②支給される期間

支給されることとなった日(休業4日目)から通算1年6ヵ月間支給されます。

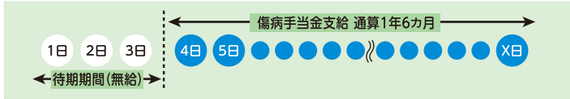

事例

「収入減少への補てん」を備える場合の目安(会社員等の場合)

傷病手当金で不足する〔標準報酬日額の1／3の額〕とします。

〈例〉標準報酬月額36万円の場合、1日あたり約4,000円となります。

標準報酬月額36万円 ÷ 30日 × 1／3

＝ 日額4,000円

「医療保障の充実」もしくは「就業不能に特化した保障」への加入を検討しましょう。

③支給額の調整

給与が減額支給される場合は、傷病手当金と給与の差額分の支給となります。

コラム 長期入院・療養で働けなくなった場合の家計の変化について

上記事例では、1日あたり8,000円(月24万円)が傷病手当金として1年6ヵ月まで支給されますが、このケースで長期入院となった場合の家計の変化を見てみましょう。

通常時は、36万円の収入から所得税・住民税(約10%)と社会保険料(約15%)を引き27万円が可処分所得となります。ここで長期入院になると、給与の代わりに1ヵ月あたり24万円の傷病手当金が支給されます。

ここで重要なのは…

①傷病手当金は非課税所得なので、所得税・住民税は納税する必要がありません(ただし、前年分の所得に対する住民税の納付は必要)。

②しかし、社会保険料(5.4万円)は毎年4～6月の平均賃金をもとに1年間支払うため、休職していたとしても支払い続けなければなりません。

③それにより、可処分所得は18.6万円(24万円−5.4万円)となり、通常時の27万円と比較すると8.4万円下がります。

④さらにこの状態から、生活費や治療費が必要となります。

短期的な入院であれば貯蓄から補てんできますが、長期的な入院になれば家計へのダメージは避けられません。
共済(保険)はもちろん、貯蓄や入院保障の充実により長期的なリスクに備えておくことも大切です。

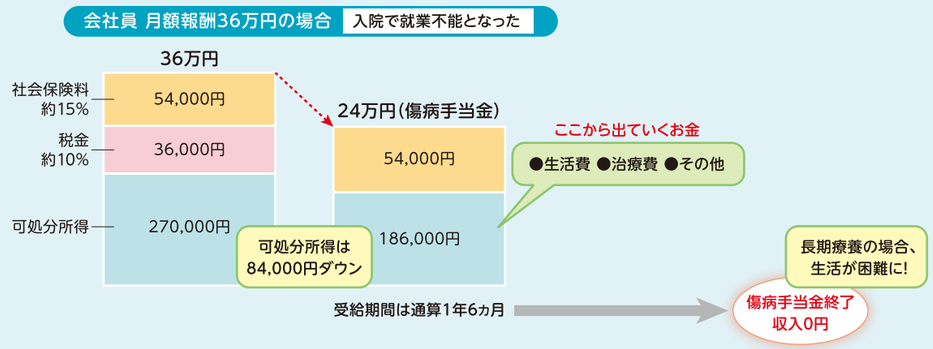

04 介護が必要な場合に備えて… 介護保障

1 介護保障って何?

「公的介護保険制度(以下、介護保険)の主な給付対象となる65歳以上の方」が寝たきりや認知症など介護状態になってしまった場合の経済的リスクに備える保障です。介護は他人事ではありません。将来誰しもが、病気や加齢などにより、誰かの介護を必要とする状態になってしまう可能性があります。

2 必要保障額の考え方

介護保障の必要保障額は、介護保険の利用を前提に、在宅介護や施設介護の場合に月々発生する費用や一時的に発生する費用のうち、貯蓄でカバーできない費用を共済(保険)等で備えます。

共済(保険)等による必要保障額 ＝ 月々発生する費用 ＋ 一時的に発生する費用 － 貯蓄

(1)月々発生する費用と介護保険

介護保険とは、介護が必要な方にその費用を給付する保険制度であり、40歳～64歳を第2号被保険者、65歳以上を第1号被保険者といいます。39歳以下の方は介護保険の給付対象とはなりません。

また、主に65歳以上の方が寝たきりや認知症などの介護状態となってしまった場合、介護保険制度では7段階の要介護度に区分けされ、それぞれに介護保険サービスを利用する際の限度額が決められており、限度額を上回った場合は超えた分が全額自己負担となります。なお、64歳以下の被保険者は、16種類の特定疾病を原因とする要介護・要支援状態のみが給付対象です(自己負担あり)。

要介護度	認定例	1ヵ月の利用限度額(利用者負担額1割)
要支援1	基本的には一人で生活でき、日常生活の能力があるが、要介護状態とならないように一部支援が必要である。	50,320円(5,032円)
要支援2	基本的には一人で生活できるが、立ち上がりや歩行に不安定がみられる。排泄や入浴などで部分的介助が必要な場合があるが、身体の状態の維持・改善の可能性がある。	105,310円(10,531円)
要介護度1	立ち上がりや歩行などが不安定であり、排泄や入浴などに部分的な介助が必要である。認知機能の低下による日常生活への影響がみられる。	167,650円(16,765円)
要介護度2	立ち上がりや歩行などが自力では難しく、日常生活に一部または全面的な介助が必要である。	197,050円(19,705円)
要介護度3	立ち上がりや歩行などが自力では不可能であり、起床から就寝まで日常生活に全面的な介助が必要である。	270,480円(27,048円)
要介護度4	日常生活能力の低下がみられ、立ち上がりや立位の保持が自力では不可能であり、全面的な介助が必要である。	309,380円(30,938円)
要介護度5	日常生活全般に介助が必要であり、意思の伝達も困難である。	362,170円(36,217円)

厚生労働省HPをもとにこくみん共済 coop で作成

介護保険外サービスとは?

介護保険サービスが提供できない部分を補うサービスとして、介護保険外サービスがあります。一部自己負担から全額自己負担まで実施する主体によって異なり、対象もさまざまです。散歩や趣味のための外出介助、金銭の管理や契約書記入などの手伝い、車の洗車や清掃、食事の手配などさまざまなサービスがあります。

コラム 高額介護サービス費とは?

介護保険には、健康保険における高額療養費制度のように高額介護サービス費があります。介護保険の自己負担割合は1割(所得が一定以上の場合は2割)ですが、1ヵ月の自己負担額が高額になった場合、申請を行うことで上限額の超過分の払い戻しを受けることができます。

〈上限例〉現役並み所得者に相当する方(年収約770万円未満)がいる世帯の方　月額 44,400円
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方　月額 24,600円

詳しくは、お住まいの市区町村の介護保険担当窓口にご相談ください。

(2)一時的に発生する費用

介護状態になってしまった場合、自宅のバリアフリー工事や介護ベッド購入費用などで、一時的に費用が発生する場合があります。

■一時的に発生する費用

かかった費用はない	15万円未満	15～25万円未満	25～50万円未満	50～100万円未満	100～150万円未満	150～200万円未満	200万円以上	不明	平均
15.8%	18.6%	7.7%	10.0%	9.5%	7.2%	1.5%	5.6%	24.1%	74万円

生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」／令和3年度

3 介護保障として備えたい必要保障額

(1)月々発生する費用を補てんする保障

月々発生する費用(生活費)を補てんするため、月額での給付を受けられる保障への加入を検討しましょう。その場合は高額介護サービス費を踏まえ、**1ヵ月あたり4.5万円**を必要保障額の目安とします。

(2)一時金として備える保障

介護保険や介護保険外サービスを踏まえ、要介護状態になった際に一時金として受け取ることのできる必要保障額の目安を**500～600万円**とします。

■要介護状態に備えておきたい金額の目安

一時的な費用の平均 74万円(住宅改造、介護ベッド購入など) ＋ 毎月の費用の平均 8.3万円 × 介護期間の平均 61.1カ月 ＝ 備えておきたい金額の目安 581.1万円

生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」／令和3年度

05 ゆとりある セカンドライフのために… 老後保障

1 老後保障って何?

定年退職等により給与収入が無くなった後の生活設計をカバーする保障です。基本生活費を支える柱は公的年金(老齢年金)ですが、ゆとりあるセカンドライフのためには、企業・団体内保障(退職金や企業年金など)と私的保障としての共済利用や計画的な貯蓄が必要となります。

2 必要保障額の考え方

ゆとりあるセカンドライフのための必要保障額

共済(保険)等による必要保障額

= 老後の生活費 − 公的年金 − 企業年金(確定拠出年金など) − 退職金 − 貯蓄

ポイント1 老後の生活設計は加入していた公的年金の種類などによりさまざまです。セカンドライフに対する考え方や職業に応じて、それぞれの必要保障額を計算してみましょう。

ポイント2 老後保障として想定する期間は、老齢年金が開始される65歳以後とします。なお、再雇用制度や今後の定年延長を踏まえ、65歳までは就労することを前提とします。

(1)退職後の生活はこう変わる

退職後の生活についてはなかなかイメージしにくいもの。しかし、ゆとりあるセカンドライフを実現するためには、現役時からの早めの準備が必要です。

定年までの総労働時間 10万時間 ＝ 定年後の自由な時間 10万時間

健康への注意 / 夫婦・家族中心の生活 / 地域中心の生活 / 生きがいを持つことが大切 / 給与収入から年金収入へ

(2)老後の収支イメージ

年金収入はそれぞれ異なりますが、多くの世帯において年金収入だけでは基本生活費をカバーできません。

〈老後の基本生活費〉
2024年のデータ
夫婦:約28万円、単身:約16万円
〈ゆとりある暮らしの生活費〉
夫婦:約38万円、単身:約21万円

総務省統計局「家計調査年報(家計収支編・2023年詳細結果表)」「生命保険文化センター「生活保障に関する調査(令和4年度)」をもとにこくみん共済coopで作成
※単身者のゆとりある生活費は夫婦増加分の1/2と仮定

不足分をどうやってカバーするかが重要です!

■自営業者・フリーランスの場合

	世帯	被保険者	公的年金(概算)	基本生活費との差額	ゆとりある暮らしの生活費との差額
ケース①	夫婦	夫・妻:第1号	約14万円	月:▲約14万円	月:▲約24万円
ケース②	単身	第1号	約7万円	月:▲約9万円	月:▲約14万円

■会社員等の場合

	世帯	被保険者	公的年金(概算)	基本生活費との差額	ゆとりある暮らしの生活費との差額
ケース①	夫婦	夫:第2号、妻:第3号(専業主婦)	約23万円	月:▲約5万円	月:▲約15万円
ケース②	夫婦	夫・妻:第2号(共働き)	約30万円(16万円+14万円)	月:約2万円	月:▲約8万円
ケース③	単身	第2号	約16万円	月:約0万円	月:▲約5万円

※在職中の年収を、夫・単身は500万円、妻(第2号被保険者)は400万円と仮定しています。

3 ねんきん定期便やねんきんネットから、将来の受取額を把握できます

〈ねんきん定期便の場合〉

50歳未満の方

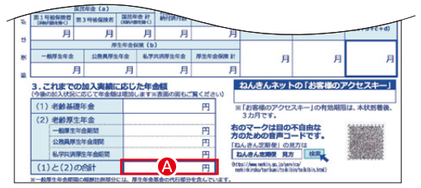

将来受け取る年金＝現時点の老齢年金合計 Ⓐ
＋
これから作る年金 Ⓑ＋Ⓒ

〈老齢年金の簡易計算〉
Ⓑ老齢基礎年金(国民年金)=2万円×今後保険料を支払う年数
Ⓒ老齢厚生年金(厚生年金)=平均年収×0.55%
×今後保険料を支払う年数
※最大:働いている期間

50歳以上の方

1年間の受取見込み額
※受け取りまで今の給料が変わらないことが前提
※標準報酬月額65万円が上限

❶「何歳からもらえるか」が記載されています。
厚生年金に加入していた1961年4月1日以前に生まれた男性、1966年4月1日以前に生まれた女性は、65歳より前に③「特別支給の老齢厚生年金」が支給されます。

❷「どの種類の年金がもらえるか」が記載されています。

❸「いくらもらえるか」が記載されています。

※ねんきん定期便は誕生月に届きます(1日生まれの方は誕生月の前月)。
※節目の年齢(35歳、45歳、59歳)のときは封書形式で届きます。
※ねんきんネットについては、日本年金機構のHPをご参照ください。

4 どうやって不足分をカバーする?

	自営業者・フリーランス	会社員等
①長く働く	自営業者に定年退職はないため、可能な限り働くことで老後資金を準備できます。	定年退職後、60歳〜70歳まで月20万円収入があれば、厚生年金額は132,000円(月11,000円)UPします。
②公的年金繰り下げ受給(65歳→70歳へ変更)	年金額が1.42倍にUPします。 P23のケース①であれば、14万円➡20万円にUP ケース②であれば、7万円➡10万円にUP	年金額が1.42倍にUPします。 P23のケース①であれば、23万円➡33万円にUP ケース②であれば、30万円➡43万円にUP ケース③であれば、16万円➡23万円にUP
③年金共済(保険)等で備える	年金共済(保険)は支払った掛金(保険料)を共済団体(保険会社)が運用し、期間満了後に年金として受け取ることができます。運用期間中に万一のことがあれば、支払った掛金(保険料)に応じた金額を、死亡給付金として受け取れる仕組みです。 掛金(保険料)にかかる税金の控除が受けられる税制メリット(個人年金保険料控除)があります(※)。 また、年金共済(保険)には、運用結果によって受取額が変動する「投資型」と、決められた予定利率で運用される「定額型」の大きく2つがあります。 ※税制適格年金特則(特約)の付帯が必要です。	
④年金共済(保険)等以外で運用する	65歳時点で1,000万円の貯蓄があり、その後85歳までの20年間は残額を年複利1.0%で運用できれば、毎年55万円(月額4.6万円)を取り崩すことができます。65歳までに1,000万円を積み立てるためには、年複利1.0%で運用した場合、右記の金額を毎年積み立てればよいことになります。	**65歳時点で約1,000万円の老後資金を準備するための積立年額(年1%複利の場合)** ※「減債基金係数」による試算値です。 積立の開始年齢 / 積立期間(65歳−年齢) / 毎年の積立金額(年複利1%の場合) 40歳 / 25年 / 35万円 45歳 / 20年 / 45万円 50歳 / 15年 / 62万円 55歳 / 10年 / 96万円 60歳 / 5年 / 196万円
⑤家計(保障)の見直しによる貯蓄	今の生活を見直し、貯蓄できるお金を増やすことも大切です。ムダな出費がないか、保障に入りすぎていないかなど、家計や保障の見直しはすぐにでも行えます。仮に、毎月の保険料(掛金)を5,000円抑えることができたら、年間6万円、30年で180万円を貯蓄することができ、将来の自分たちに仕送りすることができます。	

06 子どもの万一や教育費に備えて… 子どもの保障・教育費

1 子どもの保障・教育費って何?

子どもの保障・教育費は、①病気やけがで入院した際の医療保障、②亡くなった際の遺族保障、③思わぬ事故で第三者に対して法律上の損害賠償責任を負ってしまった際の賠償補償、④子どもの教育にかかる費用(教育費)をいいます。

2 必要保障額の考え方

共済(保険)等による必要保障額

= **医療保障** 医療費以外の「その他の自己負担(食事代・諸雑費＋差額ベッド代)」＋ 両親・家族の支出増加分

＋ **遺族保障** ＋ **賠償補償※** ＋ **教育費** 子どもの教育費(学費や学校生活等にかかる教育費、入学にかかる一時的費用)

※ 賠償補償の必要保障額は、「自転車・賠償補償」(P31～32)を参照

(1)「医療保障」の考え方

国の制度における子どもの医療費自己負担の原則は、就学前が2割、小学生以上が3割ですが、各自治体には「子ども医療費助成」「小児医療費助成」等の独自の医療費助成制度があります。居住する地域の自治体により助成制度は異なりますが、治療費や入院費などの子どもの医療費(自己負担分)は義務教育が終了する年齢まで無償になるケースが多くあります。しかし、実際に入院する際には、保護者や本人の医療機関までの交通費、入院時の食事代等の諸雑費、差額ベッド代に加え、入院した子どもに小さい兄弟姉妹がいる場合には、病院での両親の付き添いも困難となり、一時保育やベビーシッターの費用等が発生することもあるため、私的保障(共済等)でしっかりと備える必要があります。

必要保障額の目安は、日額10,000円とします。

入院等に関わる費用				両親・家族の支出増加分
医療費の自己負担分	その他の自己負担(食事代・諸雑費)	その他の自己負担(差額ベッド代)		治療以外の自己負担
日額0円	日額1,500～3,000円(目安:2,000円)	日額0～10,000円(目安:5,000円)	＋	日額1,000～5,000円(目安:3,000円)
6割の自治体が中学校卒業まで、3割の自治体が高校卒業まで無償となる助成制度を持つことから、自己負担は0円とします。	健康保険適用外となる入院時の食事代、諸費用(テレビ、本や雑誌代、見舞い時の家族の交通費等)は2,000円が目安です。	差額ベッド代※は、入院した部屋(1～4人部屋等)により変動します。5,000円が目安です。 ※ 差額ベッド代の費用は、「医療保障」(P13～16)を参照		看病による両親の食事代、家事代行サービス、兄弟姉妹がいる場合の一時保育等は、3,000円を目安とします。

コラム 食事代・差額ベッド代だけじゃない!

子どもの入院等で発生する出費例

例:4歳の子どもが病気で10日間入院

①医療費 …… 助成制度により無償
②入院時の食事代※ …… 490円×3食×9日分=**13,230円**
③差額ベッド代 …… 5,000円×10日分=**50,000円**
④文書料(診断書・証明書等) …… **5,000円**
⑤減少した親の収入への補てん …… **20,000円**
⑥家族の食費(外食の増加) …… 1,000円×10日分(夕食分)=**10,000円**
⑦病院までの交通費 …… 1,500円×10日分=**15,000円**
※助成対象の自治体もあります。

上記例の場合の合計は**113,230円**となり、**1日あたり11,323円の出費**が発生します。また、急病や事故で大きな病院で受診すれば特別初診料が発生したり、遠方の病院であれば家族のお見舞いのために高速道路料金や新幹線代・宿泊費なども発生します。

(2)「遺族保障」の考え方

子どもが万一亡くなった際の必要保障額は、最低限の葬祭費用等に備えるため**100万円**を目安とします。

(3)「賠償補償」の考え方

➡詳細は「自転車・賠償補償」(P31～32)を参照

(4)「教育費」への備え

子どもの「教育費」は、家族・本人の進路への考え方により変わりますが、将来発生する大きな費用であることから計画的な準備が必要です。将来発生する学費や学校生活等にかかる教育費、一時的に支出が増える高校・大学への入学金を、貯蓄や共済(満期金付保障)等で備えておくことが大切です。

●学費や学校生活等にかかる教育費の目安

学費や学校生活等にかかる子どもの「教育費」は家族・本人の考え方により大きく異なるため、必要保障額の目安を参考に将来発生する費用を準備します。

子どもの「教育費」における必要保障額の目安
1人あたり**1,000万円～1,700万円**を目安とします。

■幼稚園から高校まで

		幼稚園(3年間)	小学校(6年間)	中学校(3年間)	高校(3年間)
公立	学習費	22万円	63万円	51万円	93万円
	塾・お稽古代等	27万円	149万円	111万円	61万円
私立	学習費	50万円	604万円	320万円	225万円
	塾・お稽古代等	43万円	397万円	110万円	91万円

文部科学省「令和3年度子供の学習費調査」をもとにこくみん共済 coop で作成

■大学

	国立(4年間)	私立文系(4年間)	私立理系(4年間)
自宅	444万円	611万円	742万円
下宿・アパート	720万円	883万円	1,014万円

※入学費、授業料、課外活動費、通学費、生活費(自宅を除く)を含む

文部科学省「令和5年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額」、独立行政法人日本学生支援機構「令和4年度学生生活調査結果」をもとにこくみん共済 coop で作成。

●入学にかかる一時的費用の目安

一時的に支出が増える高校・大学への入学費用(受験費用・学校納付金等)については、必要保障額を目安に準備します。

高校・大学への入学費用に対する必要保障額の目安
高校入学 ＝ **50万円**を目安とします。
大学入学 ＝ **100万円**を目安とします。

■高校入学

	高校	(参考)高専・専修・各種学校
受験費用	15.8万円	17.8万円
学校納付金	14.2万円	27.9万円
入学しなかった学校への納付金	5.0万円	4.5万円
合計	35.0万円	50.2万円

■大学入学

	国公立大学	私立文系	私立理系	平均
受験費用	27.7万円	31.3万円	32.2万円	30.4万円
学校納付金	28.6万円	40.6万円	46.6万円	38.6万円
入学しなかった学校への納付金	10.8万円	9.9万円	10.0万円	10.2万円
合計	67.1万円	81.8万円	88.8万円	79.2万円

日本政策金融公庫「令和3年度教育費負担の実態調査結果」をもとにこくみん共済 coop で作成

07 火災や自然災害の備えに… 住まいの保障

1 住まいの保障って何?

火災や自然災害で住宅や家財が被害を受けた場合の経済的リスクに備える保障です。万一のことが起きた際、今まで通りの生活を一日も早く取り戻せるよう、「生活を立て直す」ための備えについてしっかりと考えましょう。

2 必要保障額の考え方

住まいの必要保障額とは、元通りの生活を再建するための費用の目安です。そのために必要な保障額をこくみん共済 coop では「加入基準による再取得価額」として設定しています(火災等の場合)。また、近年多発する台風・地震等の自然災害などによる被害にも、一定の保障基準を設定しています。生活再建に向けた保障基準にもとづき、必要保障額を考えましょう。

住まいの必要保障額 ＝ 加入基準による再取得価額 ＋ 自然災害への一定の備え

(1)住まいのリスク

火災・もらい火のリスク　家財の破損・盗難のリスク　台風・落雷など自然災害のリスク

大切な住まいを襲うリスクには、どのようなものがあるでしょうか?実は、火災、台風、地震だけでなく、「空き巣によって窓が割られた」「水漏れして下の階の住人宅が水浸しになった」「通行していた車が住宅の一部を擦り、外壁がはがれてしまった」「落雷で電化製品が故障した」など、住まいにはさまざまなリスクが存在します。また、火災と一言に言っても、その原因は放火、たばこ、漏電などさまざまです。万一のときに生活を立て直すことができるように、しっかりとリスクに備えましょう。

住宅火災の出火原因別件数(上位5位)
※総務省消防庁「令和5年(1月～12月)における火災の状況(確定値)」より

No.	原因	件数	割合
1	こんろ	1,792 件	14.8%
2	たばこ	1,401 件	11.6%
3	ストーブ	818 件	6.8%
4	電気機器	769 件	6.3%
5	配線器具	716 件	5.9%
	住宅火災の総件数	12,112 件	

近年の台風による住家被害件数
※総務省消防庁「消防白書」より

災害名	被災世帯数
2019 年　19 号	91,058 件
2019 年　15 号	74,911 件
2018 年　24 号	12,570 件
2018 年　21 号	98,617 件
2017 年　21 号	11,315 件

コラム　失火責任法とは?

火の元には気を付けているから大丈夫･･･本当にそうでしょうか?どんなに自分が気を付けていても、隣家の火事のもらい火、離れた住宅の火災による火の粉で類焼してしまうことがあります。しかし、実際に自宅が類焼してしまったとき、法律では火元となった人に「重大な過失」が無ければ損害賠償請求することはできません。この法律を「失火責任法」といいます。

また、火災に対する公的な社会保障制度も無く、企業・団体内保障も見舞金程度の給付が一般的です。自身の住まいには、自身でしっかりと備えることが重要です。

(2)住まいの保障に重要な3つのポイント

①加入基準通りに加入すること

加入基準とは、火災などで被害を受けた場合に現在の基準でもう一度同じものを建てる、あるいは手に入れるために標準的な必要額を示したものであり、万一の場合に生活を再建し、かつ実際の価額との著しい差が生じないような水準で設定しています。加入基準に満たない場合、生活の再建に必要となる充分な保障を得ることはできません。

②持ち家・賃貸を問わず、家財の保障に加入すること

家財と一言に言っても、冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機、パソコンなどの電化製品から、タンス、テーブル、洋服、本に至るまで、たくさんの種類があります。持ち家・賃貸にかかわらず、生活するうえで家財は必要不可欠ですが、「古い家具ばかりだし･･･」「住宅の保障で何とかなるはず･･･」と見落としがちな保障です。また、落雷などで家財だけが被害を受けた場合、住宅だけの加入では家財の損害をカバーすることはできません。

③台風や地震などの自然災害に備えること

近年、大型台風やゲリラ豪雨、大規模な地震など予期できない多くの自然災害が発生しています。住まいの保障として、自然災害保障に加入している、あるいは加入基準通りに加入することで、被災後の生活再建を支える一定の保障を得ることができます。

こくみん共済 coop の住まいる共済　共済金お支払い例

世帯主:40歳　所在地:東京都
世帯人数:4人　加入基準口数:
延床面積:25坪　住宅200口
構造:木造　家財200口

台風で建物に80万円、
家財に20万円の損害が発生!

①火災共済:住宅100口のみ加入
加入基準に足りておらず、家財に加入していない

②火災共済:住宅200口・家財200口のみ加入
住宅・家財とも加入基準通りの加入だが、自然災害共済に加入していない

③火災共済:住宅200口・家財200口、自然災害共済ベーシック住宅200口・家財200口加入
住宅・家財とも加入基準通りの加入であり、自然災害共済に加入している

	火災共済の風水害等共済金	自然災害共済の風水害等共済金	合計	ポイント
①	風水害等共済金 240,000円 臨時費用共済金 36,000円	0円	276,000円	住宅のみの加入のため、家財に対する給付はありません。
②	風水害等共済金 300,000円 臨時費用共済金 45,000円	0円	345,000円	火災共済のみの加入のため、自然災害共済の給付はありません。
③	風水害等共済金 300,000円 臨時費用共済金 45,000円	住宅 560,000円 家財 140,000円	1,045,000円	損害額が共済金支払限度額内であり、住宅・家財それぞれの実際の損害額にもとづき共済金が支払われます。

70万円の差

加入内容により、お支払額に大きな差が生じます!

※上記お支払い例はシミュレーションであり、お支払いを約束するものではありません。詳しい保障内容は住まいる共済パンフレットをご参照ください。

3 住まいの保障の選び方のポイント

世の中にはさまざまな住まいの保障の種類、商品がありますが、以下のポイントで選ぶことをおすすめします。

(1)再取得価額(再調達・新価)保障

年月の経過とともに、住宅や家財も古くなっていきます。もし、火災などによる被害を受けた場合、時価額でしか保障されなければ、生活の再建に充分な保障を得ることはできません。こくみん共済 coop の住まいる共済は、被害にあったものと同程度のものを新たに購入・修理するために必要な費用(再取得価額)で保障します。なお、風水害や地震等のときは保障額が異なります。

(2)免責

多くの火災共済(保険)には、被害を受けた事由ごとに免責金額が設定されているので注意が必要です。どのような事由で、どの程度の損害額が発生した場合に、どのように共済金(保険金)が支払われるのかを確認しながら、掛金(保険料)と免責金額を総合的に判断し、加入する保障を選びましょう。

(3)焼破損割合

例えば火災が発生した場合、共済団体(保険会社)は損害額や焼失割合などにもとづき、共済金(保険金)支払いの基準となる一部焼・半焼・全焼などのランクを決定します。このランクの決定方法は共済(保険)によってさまざまであり、ランクにより共済金(保険金)支払額は大きく変わることもあるため、加入する保障を選ぶ際には参考にしましょう。こくみん共済 coop では、火災などによる住宅の損害の程度(焼破損割合)が70%以上で全焼損扱いとなり、契約共済金額の全額をお支払いします。

08 快適なカーライフのために… くるまの補償

1 くるまの補償って何?

車を運転する者の責任として、「自賠責共済(保険)」に加入することが法律で義務づけられていますが、それだけでは充分な補償とはいえません。そこで、任意の補償であるマイカー共済などの自動車補償制度に加入する必要があります。くるまの補償は①相手方への賠償、②自身の補償、③車両の補償の3つの観点から総合的に考えることが必要です。

2 くるまの補償の考え方

(1)万一の場合の支出と責任

交通事故を起こしてしまったドライバー(加害者)には、一般的に3つの責任が問われます。刑事上の責任(懲役、禁固、罰金)、行政上の責任(免許の停止、取り消し)、そして民事上の責任(損害賠償)です。どれも加害者にとって避けられない責任ですが、このうち賠償金の支払いに関しては、マイカー共済などの任意共済(保険)によってカバーできます。

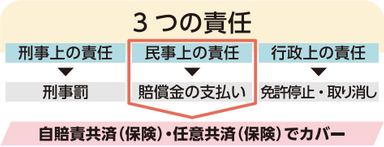

(2)自賠責共済(保険)と任意共済(保険)

自賠責共済(保険)の補償額は、被害者1名につき死亡の場合は最高3,000万円、介護を要する後遺障がいの場合は障がいの程度に応じて最高4,000万円、けがの場合は最高120万円です。運転者(加害者本人)のけがや相手の自動車、建物などに対する損害は対象外です。また、近年では賠償額も高額化しており、自賠責共済(保険)だけではなくマイカー共済などの任意補償の上積みや充実化が不可欠です。こくみん共済 coop では、万一の事故のときも安心できる補償として、マイカー共済の「おすすめ安心タイプ」を推奨しています。

くるまの補償のしくみ

補償対象	人に対する補償	物に対する補償	
自分	人身傷害補償、搭乗者傷害特約	車両損害補償	任意の共済(保険)
他人	**対人賠償**	**対物賠償**	
	傷害 最高 120万円 後遺障がい 最高 4,000万円 死亡 最高 3,000万円	無し	自賠責共済(保険)

マイカー共済の「おすすめ安心タイプ」

補償対象	基本補償名	補償額
相手方への賠償	対人賠償	無制限
	対物賠償	無制限
ご自身の補償	人身傷害補償	5,000万円
車両の補償	車両損害補償	一般補償(必要に応じて自己負担10万円)

＋

弁護士費用等補償特約

(3)補償のポイント

マイカー共済などの任意の補償は、各種特約を付帯することでご自身にあった最適な補償が実現します。また、人身傷害補償や弁護士費用等補償特約などの特長を知ることで、万一の事故の際のさらなる安心につなげましょう。

【主な特約】 交通事故危険補償特約 / 自転車賠償責任補償特約 / マイバイク特約 / 弁護士費用等補償特約 / 地震・噴火・津波に関する車両全損時一時金補償特約 / 車両損害の無過失事故に関する特約

①人身傷害補償の特長

自動車事故の示談では、過去の判例を参考に加害者・被害者双方の不注意(過失)程度にもとづき過失割合を決定し、ご自身と相手の過失割合に応じて損害賠償額が支払われます。人身傷害補償は、相手方との示談成立を待たずにまとめて補償されるので、事故発生直後の急な出費に備えられます。また、次のような場合にも補償があるので安心です。

・相手方が無共済(保険)車だった場合の事故
※無共済(保険)車は近年増えているといわれています。

・単独事故で死傷した場合
・家族が歩行中に自動車事故にあった場合

(例) 相手とご自身の過失割合が60:40、ご自身の実損害額が5,000万円だった場合

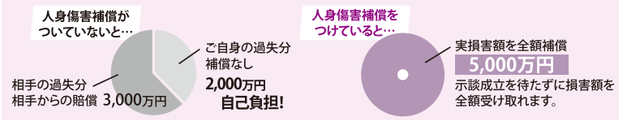

②弁護士費用等補償特約の特長

「もらい事故」でご自身に過失がない場合(自身0:相手100)、法律において弁護士以外の者が契約者に代わって示談交渉をすることは禁止されているため、示談交渉サービスは利用できません。このようなときに弁護士費用等補償特約があれば、ご自身で行わなければならない相手との交渉を専門家である弁護士に依頼し、事故の相手方との交渉などに要する費用をカバーすることができます。

「もらい事故」になるケース ※あくまで一例であり、過失割合をお約束するものではありません。

センターラインをオーバーしてきた車と衝突したとき

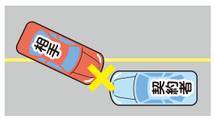

駐停車中に追突されたとき

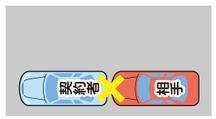

信号無視の車に衝突されたとき

(4)等級のしくみ

マイカー共済などの任意の補償は、事故リスクが高ければ掛金(保険料)が高くなり、事故リスクが低ければ掛金(保険料)が下がるしくみとなっています。事故歴など契約者が事故を起こすリスクによって決まる自動車1台ごとの「等級」を、掛金(保険料)の割引・割増の算定基礎とする制度を「ノンフリート等級制度」といいます。こくみん共済 coop のマイカー共済における等級は、1等級から22等級(一般的には20等級)の22段階に区分され、原則として初めて契約する場合は「6等級(前契約なし)」から開始します。1年間で共済(保険)を使った事故がなければ、翌年度に1つ等級が上がります。等級が高いほど割引率は上がり、マイカー共済では最大22等級、65%割引となっています。

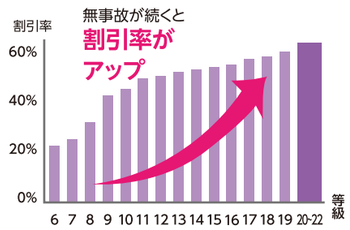

■事故有係数とは?
「事故有係数適用期間」とは、事故を起こした場合に、継続後のご契約に「事故あり」の割増率を適用する期間を指します。同じ等級でも、事故の有無によって異なる割引率を適用します。

事故なし	事故あり	事故なし	事故あり
51%割引	30%割引	63%割引	44%割引
13等級の割引率		20等級の割引率	

09 万一の賠償事故に備えて… 自転車・賠償補償

1 自転車・賠償補償って何?

思わぬ事故で第三者に対して法律上の損害賠償責任を負ってしまったときに備える補償です。近年、自転車による事故が多発し、高額賠償となるケースが増加していることから、各自治体は条例で「自転車賠償補償」への加入の義務化・努力義務化をすすめています。そのため、「自転車事故による他人への賠償」の備えは必要不可欠です。

また、「自転車以外の事故による他人への賠償」も、身近な日常生活で生じるリスクとして備えましょう。

自転車保険とは

自転車保険とは、個人賠償責任補償が特約として付帯できる傷害保険や個人賠償責任保険などをいいます。主な補償としては、自転車運転中のけがで入院・通院した場合のご自身への補償と、相手にけがを負わせてしまった場合の損害賠償に備える内容となっています。

●各自治体における「自転車賠償補償」の加入義務化状況　（令和6年4月1日現在）国土交通省 HP より

条例の種類	都道府県
義務化	34ヵ所
	宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、石川県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
努力義務化	10ヵ所
	北海道、青森県、岩手県、茨城県、富山県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県、佐賀県

※赤字は、令和6年4月1日以降に公布された県

<自転車事故の状況>

●自転車運転者の年齢層別交通事故における特徴

自転車事故の年齢層を見ると、16～19歳の事故件数が最も多く、また19歳以下の事故件数は全体の38%を占めており、未成年者の事故件数が多い傾向にあります。

自転車運転者（第1当事者）の年齢層別交通事故件数（平成29年）

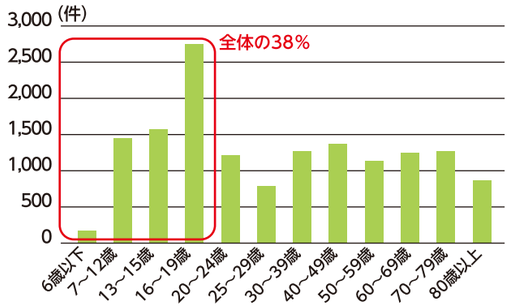

公益財団法人交通事故総合分析センター資料
「自転車運転者の年齢層別交通事故件数（平成 29 年）」をもとにこくみん共済 coop で作成

●自転車事故における賠償補償の加入状況（自転車対歩行者）

自転車と歩行者の事故により、歩行者が死亡または重傷となった事故のうち、損害賠償責任保険等の加入が確認された自転車運転者は約60%にとどまっています。

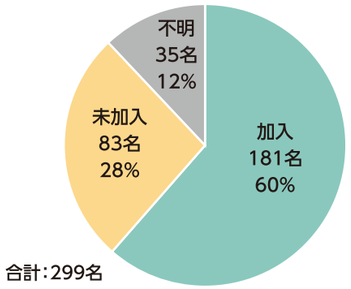

（注）自転車対歩行者による事故（自転車第1当事者）のうち歩行者が死亡または重傷を負った事故について、自転車運転者の損害賠償責任保険等の加入状況を調査したもの

警察庁 HP より

2 必要保障額の考え方

2020年4月の民法改正で法定利率が改正されたことにより、今後1億円を超える高額賠償事例が多くなる可能性もあります。そのため、賠償補償の目安となる必要保障額は、高額賠償事例をもとに最高3億円まで備えると安心といえます。

（1）自転車事故による他人への賠償

<高額賠償事例>

当時小学校5年生（11歳）だった少年が、坂道を自転車に乗って時速20～30キロで下っていた際に、散歩中の女性（当時62歳）と正面から衝突し、女性が頭の骨を折るなどして意識不明となった。	損害賠償金額 9,521万円（平成 25年 7月神戸地方裁判所判決）
自転車に乗った男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突し、男性会社員に重大な障がい（言語機能の喪失など）が残った。	損害賠償金額 9,266万円（平成 20年 6月東京地方裁判所判決）
男性が夕方、ペットボトルを片手に持ち自転車の速度を落とさずに下り坂を走行して交差点に進入したところ、横断歩道を横断中であった女性（38歳）と衝突し、女性が脳挫傷などで3日後に死亡した。	損害賠償金額 6,779万円（平成 15年 9月東京地方裁判所判決）
信号無視した会社員の男性（46歳）の自転車が横断歩道を渡っていた女性（75歳）と衝突し、歩行者の女性が死亡した。	損害賠償金額 4,746万円（平成26年1月東京地方裁判所）

（2）自転車以外の事故による他人への賠償

<賠償事例>

飼い犬が道路に飛び出し、バイクに乗った男性が驚き、ガードレールに衝突して負傷した。

損害賠償金額
約 465,000円
（平成 19年京都地方裁判所判決）

買物中にあやまって商品を壊した。

子どもがサッカーをしていて隣家のガラスを割った。

飼い犬が人に噛みつきけがをさせた。

集合住宅で階下へ水漏れをさせた。

<高額賠償事例>

公園で子どもがキャッチボールをしていて、他の子どもにボールが当たり死亡した。	損害賠償金額 6,000万円（平成 17年仙台地方裁判所判決）
夕刻に市内を散歩中の女性（56歳）が中型犬に襲われ、転倒して頭を強く打ち1ヵ月後に死亡した。この犬は、つながれていたリードが切れて飼主の男性宅から逃げていた。	損害賠償金額 5,433万円（平成 23年甲府地方裁判所判決）

memo

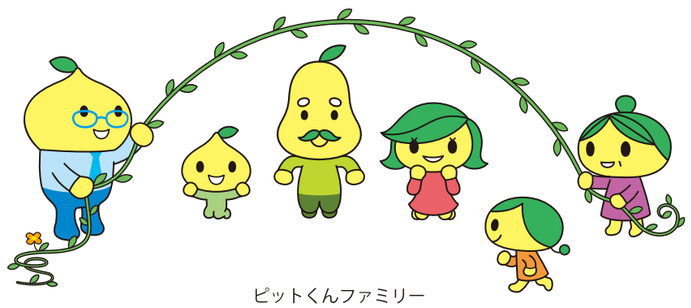

ピットくんファミリー